

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	民間特別養護老人ホーム建設整備費助成金								
根拠規定等	文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例、特別養護老人ホームの建設に係る協定書及び文京区老人福祉施設整備費補助要綱								
創設年月	平成	7	年		月	経過年数 〔自動計算〕	19年	終了予定年月	H37.3
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	2 老人福祉費	1 老人福祉事業費	30 民間特別養護老人ホームに対する建設整備費助成	1 民間特別養護老人ホームに対する建設整備費助成				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	特別養護老人ホームの建設に要する経費の一部を事業者に対して補助することにより、特別養護老人ホームの整備を促進し、もって在宅生活の継続が困難な介護を必要とする高齢者を支援する。							
補助事業等の内容	民間特別養護老人ホームの整備事業							
補助対象経費の内容	特別養護老人ホームの建設整備費							
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他							
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人信愛報恩会、社会福祉法人福陽会、社会福祉法人青梅福祉協議会、社会福祉法人浄栄会、社会福祉法人秋桜の会、社会福祉法人不二体育会、社会福祉法人長瀬福祉会及び社会福祉法人東六会							
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)							
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他							
	〔その他の場合は具体的に記入〕 施設により異なる。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況	非公募							
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()							
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者		
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	特別養護老人ホームの整備を推進するためのものであり、社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	特別養護老人ホームに入所することが必要な高齢者の増加に対応するという施策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	介護基盤の整備に対する支援は、区が役割を担うべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施しなかった場合、介護基盤の整備が円滑に進まないこととなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助対象である団体に対し制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	協定書を締結した事業者等に対して、補助を実施している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	建設費に対する補助であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	特別養護老人ホームの整備が促進されている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	整備された特別養護老人ホームに、継続的に区民が入所している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	整備された特別養護老人ホームに、継続的に区民が入所している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例その他関係法令等に基づき、適切に執行している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者は特別養護老人ホームの運営を行っている社会福祉法人であり、活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助事業の実績報告時に、内容を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	9	9	9	8
決算(予算)額	41,998	41,998	41,998	39,248
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	41,998	41,998	41,998	39,248
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付団体名: 社会福祉法人信愛報恩会、社会福祉法人福陽会、社会福祉法人青梅福祉協議会、社会福祉法人浄栄会、社会福祉法人秋桜の会、社会福祉法人不二健育会、社会福祉法人長淵福祉会及び社会福祉法人東六会 成果等: 整備された特別養護老人ホームに、継続的に区民が入所している。			

5 課題及び今後の方向性

協定書に基づく補助期間が終了するまで、補助金の交付を継続する。